

第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

【凡例】
 ↗ : 計画策定時から改善
 ↘ : 計画策定時から悪化
 → : 計画策定時から変化なし
 - : 計画策定時と比較不能

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比 較 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--|-----------------|---|
| 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | | | | | |
| 検察官(検事)に占める女性の割合 | 23% (平成27年度末) | 18.2% (平成21年) | 19.7% (平成23年) | 19.8% (平成24年) | 20.4% (平成25年) | ↗ | |
| 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合 | 30%程度 (平成27年度末) | 26.1% (平成22年度) | 26.6% (平成23年度) | 26.8% (平成25年度) | 26.7% (平成26年度) | ↗ | 女性国家公務員の採用・登用の拡大等について(H16.4.28各省庁人事担当課長会議申合せ) |
| 国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合 | 30%程度(注18) | 25.7% (平成22年度) | 26.2% (平成23年度) | 27.3%(注20) 【参考】総合職試験事務系 (平成25年度) | 27.5%(注20) 【参考】総合職試験事務系 (平成26年度) | - | 女性国家公務員の採用・登用の拡大等について(H16.4.28各省庁人事担当課長会議申合せ) |
| 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合 | 10%程度 (平成27年度末) | 5.1% 平成20年度 (※平成21年1月現在) | 4.8% 平成21年度 (※平成22年1月現在) | 5.1% 平成23年度 (※平成24年1月現在) | 5.6% 平成25年度 (※平成26年1月現在) | ↗ | |
| 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 | 5%程度 (平成27年度末) | 2.2% 平成20年度 (※平成21年1月現在) | 2.4% 平成21年度 (※平成22年1月現在) | 2.6% 平成23年度 (※平成24年1月現在) | 3.3% 平成26年度 (※平成26年9月現在) | ↗ | 女性の参画加速プログラム(H20.4.8男女共同参画推進本部決定) |
| 国の指定職相当に占める女性の割合 | 3%程度 (平成27年度末) | 1.7% 平成20年度 (※平成21年1月現在) | 2.0% 平成21年度 (※平成22年1月現在) | 1.9% 平成23年度 (※平成24年1月現在) | 2.8% 平成26年度 (※平成26年9月現在) | ↗ | |
| 国家公務員の男性の育児休業取得率 | 13% (平成32年) | 0.7% (平成20年度) | 1.8% (平成22年度) | 2.0% (平成23年度) | 2.8% (平成25年度) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 国の審議会等委員に占める女性の割合 | 40%以上、60%以下 (平成32年) | 33.2% (平成21年) | 33.2% (平成23年) | 32.9% (平成24年) | 34.1% (平成25年) | ↗ | 国の審議会等における女性委員の登用の促進について(H18.4.4男女共同参画推進本部決定) |
| 国の審議会等専門委員等に占める女性の割合 | 30% (平成32年) | 16.5% (平成21年) | 18.4% (平成23年) | 19.4% (平成24年) | 20.1% (平成25年) | ↗ | 国の審議会等における女性委員の登用の促進について(H18.4.4男女共同参画推進本部決定) |
| 都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合 | 30%程度 (平成27年度末) | 21.3% (平成20年) | 23.8% (平成22年) | 22.8% (平成23年) | 24.3% (平成25年) | ↗ | |
| 都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合 | 10%程度 (平成27年度末) | 5.7% (平成21年) | 6.4% (平成23年) | 6.5% (平成24年) | 6.8% (平成25年) | ↗ | |
| 地方公務員の男性の育児休業取得率 | 13% (平成32年) | 0.6% (平成20年度) | 1.3%(注15) (平成22年度) | 1.3% (平成23年度) | 1.3% (平成24年度) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 都道府県の審議会等委員に占める女性の割合 | 30% (平成27年) | 28.4% (平成21年) | 28.8% (平成23年) | 29.1% (平成24年) | 29.5% (平成25年) | ↗ | |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 | |
|--|----------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|---|--|
| 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合 | 30% (平成27年) | 23.3% (平成21年) | 23.3%(注14) (平成23年) | 23.8%(注14) (平成24年) | 24.2%(注22) (平成25年) | ↗ | | |
| 民間企業の課長相当職(注25)以上に占める女性の割合 | 10%程度 (平成27年) | 6.5% (平成21年) | 7.2% (平成23年) | 6.9% (平成24年) | 7.5% (平成25年) | ↗ | | |
| 目標 | 衆議院議員の候補者に占める女性の割合(注1) | 30% (平成32年) | 16.7% (平成21年) | — | 15.0% (平成24年) | 16.6% (平成26年) | ↘ | |
| | 参議院議員の候補者に占める女性の割合(注1) | 30% (平成32年) | 22.9% (平成22年) | — | 24.2% (平成25年) | 24.2% (平成25年) | ↘ | |
| 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 | | | | | | | | |
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 100% (平成27年) | 64.6% (平成21年) | — | 63.7% (平成24年) | 63.7% (平成24年) | ↘ | | |
| 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 35.1% (平成21年) | — | 34.8% (平成24年) | 34.8% (平成24年) | ↘ | | |
| 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 37.0% (平成21年) | — | 41.3% (平成24年) | 41.3% (平成24年) | ↗ | | |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 | 1日当たり 2時間30分 (平成32年) | 1日当たり60分 (平成18年) | — | 1日当たり67分 (平成23年) | 1日当たり67分 (平成23年) | ↗ | 子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社会対策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |
| 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画 | | | | | | | | |
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 | 5割減 (平成32年) | 10.0% (平成20年) | 9.3%(注12) (平成23年) | 9.1% (平成24年) | 8.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |
| 年次有給休暇取得率 | 70% (平成32年) | 47.4% (平成20年) | 48.1% (平成22年) | 49.3% (平成23年) | 48.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 | 1日当たり 2時間30分 (平成32年) | 1日当たり60分 (平成18年) | — | 1日当たり67分 (平成23年) | 1日当たり67分 (平成23年) | ↗ | 子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社会対策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |
| 男性の育児休業取得率 | 13% (平成32年) | 1.72% (平成21年) | 2.63%(注12) (平成23年) | 1.89% (平成24年) | 2.03% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |
| 次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注2)数 | 2,000企業 (平成26年) | 920企業 (平成22年) | 1,301社 (平成24年7月末) | 1,619社 (平成25年7月末) | 2,011社 (平成26年11月末) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) | |
| 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) | 29% (平成32年) | 8.6%以下 (平成17年) | 20.5%(注12) (平成23年) | 14.0% (平成24年) | 20.1% (平成24年) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) | |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---|---|---|-------------|---|
| 在宅型テレワーカー(注3)の数 | 700万人 (平成27年) | 330万人 (平成20年) | 490万人 (平成23年) | 930万人 (平成24年) | 720万人 (平成25年) | ↗ | 新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) | 20%以上減 (平成28年までに)* | 24.2 (平成17年) | 23.4 (平成22年) | 21.0 (平成24年) | 20.7 (平成25年) | ↗ | 自殺総合対策大綱(H19.6.8閣議決定) |
| 常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数 | 全小児救急医療圏 (平成26年度) | 342地区 (平成20年) | 335地区 (平成22年) | 341地区 (平成23年) | 341地区 (平成23年) | ↘ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 公立中学校における職場体験の実施状況 | 96% (平成27年) | 94.5% (平成21年) | 97.1% (平成22年) | 98.0% (平成24年) | 98.6% (平成25年度) | ↗ | 教育振興基本計画アクションプラン(H21) |
| 公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況 | 75% (平成27年) | 72.6% (平成21年) | 79.6% (平成22年) | 83.0% (平成24年) | 83.7% (平成25年度) | ↗ | |
| 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | | | | | | | |
| 民間企業の課長相当職(注25)以上に占める女性の割合 | 10%程度 (平成27年) | 6.5% (平成21年) | 7.2% (平成23年) | 6.9% (平成24年) | 7.5% (平成25年) | ↗ | |
| ポジティブ・アクション取組企業数の割合 | 40%超 (平成26年) | 30.2% (平成21年) | 31.7%(注12) (平成23年) | 32.5% (平成24年) | 20.8% (平成25年) | ↘ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定)高齢社会対策大綱(H24.9.7閣議決定) |
| 在宅型テレワーカーの数 | 700万人 (平成27年) | 330万人 (平成20年) | 490万人 (平成23年) | 930万人 (平成24年) | 720万人 (平成25年) | ↗ | 新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 自己啓発を行っている労働者の割合 | 正社員:70% 非正社員:50% (平成32年) | 正社員:58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)* | 正社員:43.8% 非正社員:19.3% (平成23年)(注12) | 正社員:47.7% 非正社員:22.1% (平成24年)(注12) | 正社員:44.3% 非正社員:17.3% (平成25年)(注23) | ↘ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) | 29% (平成32年) | 8.6%以下 (平成17年) | 20.5%(注12) (平成23年) | 14.0% (平成24年) | 20.1% (平成24年) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 | 5割減 (平成32年) | 10.0% (平成20年) | 9.3%(注12) (平成23年) | 9.1% (平成24年) | 8.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話)仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 年次有給休暇取得率 | 70% (平成32年) | 47.4% (平成20年) | 48.1% (平成22年) | 49.3% (平成23年) | 48.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話)仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 男性の育児休業取得率 | 13% (平成32年) | 1.72% (平成21年) | 2.63%(注12) (平成23年) | 1.89% (平成24年) | 2.03% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話)仕事と生活の調和推進のための行動指針(H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|---|
| 25歳から44歳までの女性の就業率 | 73% (平成32年) | 66.0% (平成21年) | 66.9%(注12) (平成23年) | 67.7% (平成24年) | 69.5% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 第一子出産前後の女性の継続就業率 | 55% (平成32年) | 38% (平成17年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | → | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注 2)数 | 2,000企業 (平成26年) | 920企業 (平成22年) | 1,301社 (平成24年7月末) | 1,619社 (平成25年7月末) | 2,011社 (平成26年11月末) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 第5分野 男女の仕事と生活の調和 | | | | | | | |
| 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 37.0% (平成21年) | — | 41.3% (平成24年) | 41.3% (平成24年) | ↗ | |
| 労働時間等の課題について労使が話し合 いの機会を設けている割合 | 100% (平成32年) | 52.1% (平成21年) | 46.3%(注10) (平成23年) | 59.7%(注10) (平成24年) | 60.6%(注10) (平成25年) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 | 5割減 (平成32年) | 10.0% (平成20年) | 9.3%(注12) (平成23年) | 9.1% (平成24年) | 8.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 年次有給休暇取得率 | 70% (平成32年) | 47.4% (平成20年) | 48.1% (平成22年) | 49.3% (平成23年) | 48.8% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事 関連時間 | 1日当たり 2時間30分 (平成32年) | 1日当たり60分 (平成18年) | — | 1日当たり67分 (平成23年) | 1日当たり67分 (平成23年) | ↗ | 子ども・子育て応援プラン(H16.12.24少子化社 会对策会議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 男性の育児休業取得率 | 13% (平成32年) | 1.72% (平成21年) | 2.63%(注12) (平成23年) | 1.89% (平成24年) | 2.03% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注 2)数 | 2,000企業 (平成26年) | 920企業 (平成22年) | 1,301社 (平成24年7月末) | 1,619社 (平成25年7月末) | 2,011社 (平成26年11月末) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等) | 29% (平成32年) | 8.6%以下 (平成17年) | 20.5%(注12) (平成23年) | 14.0% (平成24年) | 20.1% (平成24年) | ↗ | 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 在宅型テレワーカーの数 | 700万人 (平成27年) | 330万人 (平成20年) | 490万人 (平成23年) | 930万人 (平成24年) | 720万人 (平成25年) | ↗ | 新たな情報通信技術戦略工程表(H22.6.22高度 情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--------------------------------------|---|---|---|---|--|-------------|---|
| 3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合(注4) | 44% (平成29年) | 22.8% (平成22年度) | 24.0% (平成23年度) | 26.2% (平成25年度) | 27.3% (平成26年度) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合 | 40% (平成29年) | 21.2% (平成22年度) | — | 22.9% (平成24年度) | 24.0% (平成25年度) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 放課後子ども教室の実施(注5) | 「放課後子どもプラン」 などの取組が、全国 の小学校区で実施さ れるよう促す (平成24年度) | 9,280か所 (平成22年) | 9,733か所 (平成23年) | 10,376か所 (平成25年) | 11,982か所 (平成26年) | ↗ | 第1期教育振興基本計画(H20.7.1閣議決定) |
| 地域子育て支援拠点事業 | 10,000か所 (平成26年) | 7,100か所 平成21年度見込 (市町村単独分含む) | 7,555か所 平成23年度交付決定 ベース (市町村単独分含む) (市町村単独分は平成22年度実績) | 7,860か所 平成24年度交付決定 ベース (市町村単独分含む) (市町村単独分は平成23年度実績) | 8,201か所 平成25年度実施状況 (市町村単独分含む) (市町村単独分は平成24年度実績) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 950市町村 (平成26年) | 599か所 (平成21年度) | 669か所 (平成23年度) | 699か所 (平成24年度) | 738か所 (平成25年度) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合 | 100% (平成32年) | 33.6% (平成19年) | 47.2% (平成24年) | 60.7% (平成25年) | 60.7% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 20歳から34歳までの就業率 | 77% (平成32年) | 73.6% (平成21年) | 74.2%(注12) (平成23年) | 74.4% (平成24年) | 75.4% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 第一子出産前後の女性の継続就業率 | 55% (平成32年) | 38% (平成17年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | → | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 | | | | | | | |
| 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注6) | 農業委員会、農業協 同組合とも 0 (平成25年度) | 農業委員会:890 (平成20年度) 農業協同組合:535 (平成19年度) | 農業委員会:711 (平成23年度) 農業協同組合:320 (平成23年度) | 農業委員会:711 (平成23年度) 農業協同組合:321 (平成23年度) | 農業委員会:529 (平成26年度速報値) 農業協同組合:266 (平成24年度) | ↗ | 農林水産省政策評価基本計画・実施計画 (H22.8.10策定農林水産大臣決定) |
| 家族経営協定の締結数(注7) | 70,000件 (平成32年度) | 40,000件 (平成19年度) | 48,602件 (平成22年度)(注7) | 50,715件 (平成23年度)(注7) | 54,190件 (平成25年度) | ↗ | 農林水産省政策評価基本計画・実施計画 (H22.8.10策定農林水産大臣決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---|--|--|-------------|---|
| 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 | | | | | | | |
| 公共職業訓練受講者(離職者訓練)の就職率* | 施設内:80% 委託:65% (平成32年) | 施設内:73.9% 委託:62.4% (平成21年) | 施設内:77.7% (平成23年11月末まで修了 コース) 委託:65.1% (平成23年10月末まで修了 コース) | 施設内:81.0% (平成24年度) 委託:69.2% (平成24年度) | 施設内:82.2% 委託:72.0% (平成25年度) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) |
| ジョブ・カード取得者 | 300万人 (平成32年) | 29.1万人 (平成20年4月から平成 22年7月まで) | 67.2万人 (平成20年4月から平成24 年3月まで) | 85.8万人 (平成20年4月から平成25 年3月まで) | 117.9万人 (平成20年4月から平成26 年9月まで) | ↗ | ジョブ・カード制度「新全国推進基本計画」 (H20.6.30ジョブ・カード推進協議会決定) 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) |
| 25歳から44歳までの女性の就業率 | 73% (平成32年) | 66.0% (平成21年) | 66.9%(注12) (平成23年) | 67.7% (平成24年) | 69.5% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 第一子出産前後の女性の継続就業率 | 55% (平成32年) | 38% (平成17年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | 38% (平成22年) | → | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| 自立支援教育訓練給付金事業 | 全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実施 (平成26年度) | 90.0% (平成21年度) | 90.2% (平成22年度) | 90.0% (平成23年度) | 93.3% (H25年度) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 高等職業訓練促進給付金等事業 | 全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実施 (平成26年度) | 81.8% (平成21年度) | 87.4% (平成22年度) | 90.4% (平成23年度) | 92.8% (H25年度) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 地域若者サポートステーション事業による ニートの就職等進路決定者数 | 10万人 (平成32年) | — | 1.2万人 地域若者サポートステーション 事業によるニート等若者の 就職等進路決定者数 (平成23年度) | 3.5万人 地域若者サポートステーション 事業によるニート等若者の 就職等進路決定者数 (平成23年4月から平成25 年8月まで) | 5.6万人 地域若者サポートステーション 事業によるニート等若者の 就職等進路決定者数 (平成23年4月から平成26 年9月まで) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) |
| 20歳から34歳までの就業率 | 77% (平成32年) | 73.6% (平成21年) | 74.2%(注12) (平成23年) | 74.4% (平成24年) | 75.4% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |
| フリーター数 | 124万人 (平成32年) | 178万人 (平成21年) | 176万人(注12) (平成23年) | 180万人 (平成24年) | 182万人 (平成25年) | ↘ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議 決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--|----------------------------|---|--|--|--|-------------|---|
| 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 | | | | | | | |
| バリアフリーの認知度 | 100% (平成24年度) | 93.8% (平成17年度) | 92.9% (平成23年度) | 92.6% (平成24年度) | 91.3% (平成25年度) | ↘ | バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 (H20.3.28/バリアフリーに関する関係関係会議決定) |
| ユニバーサルデザインの認知度 | 80% (平成24年度) | 64.3% (平成17年度) | 57.1% (平成23年度) | 54.6% (平成24年度) | 54.8% (平成25年度) | ↘ | バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 (H20.3.28/バリアフリーに関する関係関係会議決定) |
| 60歳から64歳までの就業率 | 63.0% (平成32年) | 57.0% (平成21年) | 57.3%(注12) (平成23年) | 57.7% (平成24年) | 58.9% (平成25年) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) 2020年までの目標(H22.6.3雇用戦略対話) 仕事と生活の調和推進のための行動指針 (H22.6.29仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定) |
| 地域自立支援協議会を設置している市町村数(注15) | 全市町村 (平成24年) | 約1,426市町村 (平成21年4月) | 1,485市町村 (平成22年4月) | 1,629市町村 (平成24年4月) | 1,651市町村 (平成26年4月) | ↗ | 共生社会 重点施策実施5カ年計画(H19.12.25 障害者施策推進本部決定) |
| 障害者の実雇用率(民間企業) | 1.8%(注17) (平成32年) | 1.68% (平成22年6月) | 1.65%(注16) (平成23年6月) | 1.69%(注16) (平成24年6月) | 1.82%(注16) (平成26年6月) | ↗ | 新成長戦略(H22.6.18閣議決定) |
| 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | | | | | | |
| 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合 | 100% (平成27年) | 58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成20年)* | 59.6% (平手で打つ) 52.3% (なぐるふりをして、おどす) (平成23年) | 59.6% (平手で打つ) 52.3% (なぐるふりをして、おどす) (平成23年) | 59.6% (平手で打つ) 52.3% (なぐるふりをして、おどす) (平成23年) | ↗ ↘ | |
| 配偶者暴力防止法の認知度 | 100% (平成27年) | 76.1% (平成20年)* | 76.0% (平成23年) | 76.0% (平成23年) | 76.0% (平成23年) | ↘ | |
| 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 | 67% (平成27年) | 29% (平成20年)* | 32.7% (平成23年) | 32.7% (平成23年) | 32.7% (平成23年) | ↗ | |
| 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 | 100か所 (平成27年) | 21か所 (平成22年) | 44か所 (平成24年8月) | 59か所 (平成25年7月) | 70か所 (平成26年7月) | ↗ | |
| 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター | 各都道府県に 最低1か所 (平成27年) | 22都道府県 (平成22年) | — | — | 20都道府県(注26) (平成26年12月) | — | |
| 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援 | | | | | | | |
| 食育に関心を持っている国民の割合 | 90%以上 (平成27年度) | 71.7% (平成21年) | 72.3% (平成23年) | 74.2% (平成24年) | 74.6% (平成25年) | ↗ | 第2次食育推進基本計画(H23.3.31食育推進会議決定) |
| 妊娠・出産について満足している者の割合 | 100% (平成26年) | 92.5% (平成21年度)* | — | 93.0% (平成25年度) | 93.5% (平成25年度) | ↗ | 健やか親子21(H13～H26) |
| 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | 100% (平成26年度) | 78.1% (平成20年度) | 89.2%(注13) (平成22年度) | 90.0%(注13) (平成23年度) | 90.8% (平成24年度) | ↗ | 健やか親子21(H13) |
| 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合 | 100% (平成26年) | 41.2% (平成21年度) | — | 43.3% (平成25年度) | 43.3% (平成25年度) | ↗ | 健やか親子21(H13～H26) |
| 出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数 | 25～30床 (平成26年度) | 21.2床 (平成20年)* | — | 26.3床 (平成23年) | 26.3床 (平成23年) | ↗ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--|---|--|---|---|---|-------------|---|
| 常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数 | 全小児救急医療圏 (平成26年度) | 342地区 (平成20年)* | 335地区 (平成22年) | 341地区 (平成23年) | 341地区 (平成23年) | ↘ | 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合 | 100% (平成26年) | ①不妊カウンセラー 専従15.3% 兼任47.4% ②不妊コーディネーター 専従11.8% 兼任47.5% (平成21年度) | — | ①不妊カウンセラー 57.2% (専従26.6%) ②不妊コーディネーター 45.1% (専従23.0%) (平成24年度) | ①不妊カウンセラー 57.2% (専従26.6%) ②不妊コーディネーター 45.1% (専従23.0%) (平成24年度) | — | 健やか親子21(H13～H26) |
| 不妊専門相談センター | 全都道府県・指定都市・中核市 (平成26年度) | 61都道府県市 (平成22年度) | 60都道府県市 (平成23年度) | 61都道府県市 (平成24年度) | 62都道府県市 (平成26年度) | ↗ | 健やか親子21(H13～H26) 子ども・子育てビジョン(H22.1.29閣議決定) |
| 妊娠中の喫煙・飲酒 | なくす (平成26年) | ①喫煙率 5.5%, 4.4%, 4.9% (3～4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%, 7.5%, 8.1% (3～4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) (平成21年度) | — | ①喫煙率 3.8%(平成25年度) ②飲酒率 4.3%(平成25年度) | ①喫煙率 3.8%(平成25年度) ②飲酒率 4.3%(平成25年度) | ↗ | 健やか親子21(H13～H26) |
| 子宮頸がん検診, 乳がん検診受診率(注8)* | 子宮がん:50%以上 乳がん:50%以上 (平成23年度末)(注19) | 過去1年間の受診率 子宮がん:24.5% 乳がん:24.7% (平成19年)(注19)* | 過去1年間の受診率 子宮がん:28.7% 乳がん:30.6% 過去2年間の受診率(注9) 子宮がん:37.7% 乳がん:39.1% (平成22年)(注19)* | 過去1年間の受診率 子宮がん:28.7% 乳がん:30.6% 過去2年間の受診率(注9) 子宮がん:37.7% 乳がん:39.1% (平成22年)(注19)* | 過去1年間の受診率 子宮頸がん:32.7% 乳がん:34.2% 過去2年間の受診率(注9) 子宮頸がん:42.1% 乳がん:43.4% (平成25年) | ↗ | がん対策推進基本計画(H19.6.15閣議決定) |
| 成人の週1回以上スポーツ実施率 | 65%程度 (できる限り早期) | 45.3% (平成21年度)* | — | 47.5% (平成24年度) | 47.5% (平成24年度) | ↗ | スポーツ立国戦略(H22.8.26文部科学大臣決定) |
| 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | | | | | | | |
| 公立中学校における職場体験の実施状況 | 96% (平成27年) | 94.5% (平成21年) | 97.1% (平成22年) | 98.0% (平成24年) | 98.6% (平成25年度) | ↗ | 教育振興基本計画アクションプラン(H21) |
| 公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況 | 75% (平成27年) | 72.6% (平成21年) | 79.6% (平成22年) | 83.0% (平成24年) | 83.7% (平成25年) | ↗ | |
| ミレニアム開発目標のうち, 全ての教育レベルにおける男女格差 | 平成27年までに解消 | — | — | — | —(注24) | — | 国連ミレニアム開発目標(H12.9国連) |
| 都道府県及び市町村の教育委員会のうち, 女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合 | 100% (平成27年) | 93.2% (平成21年) | 89.6%※ (平成21年) | 89.6%※ (平成21年) | 93.5%※ (平成25年) | ↗ | |
| 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 | 30% (平成32年) | 14.7% (平成22年) | 14.8% (平成23年) | 15.0% (平成24年) | 15.0% (平成25年) | ↗ | 女性のチャレンジ支援策の推進について(H15.6.20男女共同参画推進本部決定) |
| 大学の教授等に占める女性の割合 | 30% (平成32年) | 16.7% (平成21年) | 17.8% (平成23年) | 18.3% (平成24年) | 19.5% (平成26年) | ↗ | 女性のチャレンジ支援策の推進について(H15.6.20男女共同参画推進本部決定) |

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|--|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|--|
| 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画 | | | | | | | |
| 女性研究者の採用目標値(自然科学系) | 「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値 | 自然科学系 23.1% (平成20年) | 自然科学系 24.2% (平成21年) | 自然科学系 24.2% (平成21年) | 自然科学系 25.4% (平成24年) | ↗ | 「科学技術に関する基本政策について」に対する答申(H22.12.24総合科学技術会議答申) |
| 日本学術会議の会員に占める女性の割合 | 22% (平成27年) | 20.5% (平成20年) | 23.3% (平成23年10月1日時点) | 23.3% (平成23年10月1日時点) | 23.3% (平成26年10月1日時点) | ↗ | |
| 日本学術会議の連携会員に占める女性の割合 | 14% (平成27年) | 12.5% (平成20年) | 16.5% (平成23年10月3日時点) | 16.5% (平成23年10月3日時点) | 22.3% (平成26年10月1日時点) | ↗ | |
| 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進 | | | | | | | |
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 100% (平成27年) | 64.6% (平成21年) | — | 63.7% (平成24年) | 63.7% (平成24年) | ↘ | |
| 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 35.1% (平成21年) | — | 34.8% (平成24年) | 34.8% (平成24年) | ↘ | |
| 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 37.0% (平成21年) | — | 41.3% (平成24年) | 41.3% (平成24年) | ↗ | |
| 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 | | | | | | | |
| 自治会長に占める女性の割合 | 10% (平成27年) | 4.1% (平成22年) | 4.3%(注14) (平成23年) | 4.4%(注14) (平成24年) | 4.5% (平成25年) | ↗ | |
| 女性委員のいない都道府県防災会議の数 | 0 (平成27年) | 13 (平成21年) | 6 (平成24年) | 6 (平成24年) | 0 (平成25年) | ↗ | |
| 全国的女性消防団員 | 10万人 | 19,043人* (平成22年) | 19,577人(注11) (平成23年) | 20,109人(注11) (平成24年) | 21,684人 (平成26年) | ↗ | 消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する答申(H15.12.24消防審議会答申) |
| 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 | | | | | | | |
| 平成27年を期限とするミレニアム開発目標 | 各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める | — | — | — | — | — | 国連ミレニアム開発目標(H12.9国連) |
| 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 | 50%以上 (平成27年) | 35.1% (平成21年) | — | 34.8% (平成24年) | 34.8% (平成24年) | ↘ | |

(注1) 成果目標ではなく「目標」。「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

(注2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業。

(注3) テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。なお、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、新たな目標値が設定されている(全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合10%以上(平成32年度末))。

| 成果目標 | 成果目標 (期限) | 計画策定時の数値 | H24.9時点 | H25.9時点 | 最新値 | 策定時 との比較 | 備考 |
|------|--------------|----------|---------|---------|-----|-------------|----|
|------|--------------|----------|---------|---------|-----|-------------|----|

(注4) 待機児童の解消を図るための数値。

(注5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数。

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象。

(注7) 東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の一部については、平成22年3月31日現在のデータを引用。

(注8) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、子宮頸がん検診及び乳がん検診は、同一人につき2年に1回行うものとしている。

(注9) 過去2年間の受診率の調査は平成22年より実施。

(注10) 2009年以前の調査対象:「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」、2010年以降の調査対象:「農林業を除く従業員数30人以上の企業」

(注11) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値については、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

(注12) 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(注13) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

(注14) 東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯館村を除いて集計した数値である。

(注15) 地域自立支援協議会は、平成25年度から協議会に名称が変更されている。

(注16) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、23年以降と22年までの数値を単純に比較することは適当でない。

(注17) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく障害者の法定雇用率(民間企業)は、平成25年4月1日より1.8% から2.0%へ引上げを行っている。

(注18) 国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合の目標は、「新たな試験制度が導入されるまで」を対象としている。

(注19) がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)において、新たな目標値が設定されており(子宮がん:50%、乳がん:50%(平成28年度末))、がん検診の受診率の算出の対象年齢が40歳から69歳(子宮頸がんは20歳から69歳)までに変わったことから、当該区分で算出した数値としている。なお、平成25年は「子宮がん(子宮頸がん)」として調査しているが、便宜上、「子宮頸がん」と表記している。

(注20) 平成25年度及び平成26年度の事務系における数値については、国家公務員採用総合職試験の院卒者(行政区分及び法務区分)、大卒程度(政治・国際区分、法律区分、経済区分及び教養区分)、国家公務員採用I種試験(行政区分、法律区分及び経済区分)をいう。

(注21) 東日本大震災の影響により調査が困難となった3団体(岩手県(陸前高田市、大槌町)、宮城県(南三陸町))を除いて集計している。

(注22) 東日本大震災の影響により、福島県双葉郡浪江町が含まれていない。

(注23) 東日本大震災の津波による浸水及び福島原発事故により設定された「警戒区域」等に該当する市区町村を除く。

(注24) ミレニアム開発目標では、指標として「初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率」が設定されている。単純に比較することはできないが、例えば日本における大学(学部)進学率をみると、平成26年時点で男性55.9%、女性47.0%(計画策定時:男性55.9%、女性44.2%)となっている。(なお、短期大学を含んだ進学率をみると、平成26年時点で男性57.0%、女性56.5%(計画策定時:男性57.2%、女性55.3%)となっている。)

(注25) 課長相当職以上とは、「部長級」+「課長級」をいう。

(注26) 平成26年12月の調査においては、「明示」の定義を厳格化したことから、計画策定時の数とは単純に比較できない。

※ 計画策定時は速報値であり、最新値は確報値。

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。